

勝興寺文書目録解題

一 調査の経緯

(一) 調査に至る経緯

1 重要文化財勝興寺保存修理事業

勝興寺は約三万平方メートルの広大な境内に江戸時代の建物が十二棟も現存しており、近世真宗寺院の典型的伽藍配置を示すことから、昭和六十三年に本堂、唐門、平成七年には総門、鼓堂、経堂、御霊屋、宝蔵、式台門、大広間及び式台、台所、書院及び奥書院、御内仏が重要文化財に指定された。

これらの伽藍は明治の修理から一〇〇年以上を経過し、建物の損傷・破損も激しく、文化庁の補助事業として平成十年年度から工期二十カ年計画で保存修理事業が実施されている。

第Ⅰ期事業は、平成十年度より約七年をかけて本堂の保存修理が実施され、現在本堂は寛政七年（一七九五）の姿に復原され、見事な威容を誇っている。

また、第Ⅱ期事業は、平成十七年度から実施されている。現在保存修理が実施されている本坊（大広間及び式台、書院及び奥書院、台所、御内仏）の建物は、幾度となく増改築が行われてきたため復原調査は難航していた。そして、文化庁の調査官から復原調査のための文書調査の必要性を指摘されていた。また、解体作業の過程で襖や壁の下張りに多量の古文書が使用されていることが判明したのである。

これらのことが契機となりこの下張り文書の調査をとおり、本坊の増改築の経歴を明らかにし、修理事業の円滑な推進を図るため、文書調査に踏み切ることになった。

2 調査計画の策定

この文書調査については予算や人的問題もあり、(財)勝興寺文化財保存・活用事業団から、高岡市教育委員会へ調査事業についての要望を行ったのが平成二十年年度の秋であった。

その後、富山県教育委員会とも調整を行った上、市文化財課と連携をとりながら、具体的な調査内容やタイムスケジュールそして文書調査員等の検討を行うと共に、全体の調査費用の算出や平成二十一年度の事業費の確保に向けた作業を開始した。こうした準備作業を経て、本調査は平成二十一年度から平成二十三年度までの三カ年にわたり、富山県と高岡市の補助を得て、(財)勝興寺文化財保存・活用事業団が実施することとなった。

事業計画は次のとおりである

平成二十一年度 ①文書の仕分け（対象とすべき文書と断簡の仕分け）

②整理（整理用封筒を使用し、収納箱に収納）

③解説 ④データ入力

平成二十二年度 ①整理 ②解説 ③撮影・データ入力

平成二十三年度 ①整理・②分類・配列・③解説・④データ入力

⑤「勝興寺文書目録」の刊行

(二) 調査の経過

1 調査の組織

調査にあたっては、近世文書に精通した学識経験者により設立された「勝興寺文書研究会」に委託して行われた。また、解説協力者として高岡市立博物館学芸員各氏と文書データ入力、撮影及び典籍調査には、金沢学院大学学院生と同学生がこれにあたった。

調査員及び協力者は本書末に示すとおりである。

2 調査の方針

勝興寺の古文書等の調査は、昭和四十八年に当時高岡市文化財審議会会長和田一郎氏の主導のもと実施され、この調査により昭和五十年九月に古文書一八〇点を含む二三七点が「勝興寺宝物」として富山県文化財（歴史資料）に指定されている。

また、県指定古文書については、『雲龍山勝興寺古文書集』（岫順史編昭和五十八年）が刊行されている。しかし、他の古文書については一部調査はされていたが、全容は明らかではない状態であった。

さて、第一回勝興寺文書研究会は、文書研究会代表の東四柳史明金沢学院大学教授ほか調査員六名、市文化財課、(財)勝興寺文化財保存・活用事業団の出席のもと開催された。（平成二十一年四月十一日）そして、調査員の先生方から、これだけの寺格と歴史を有するのだから、下張り文書以外にまだ多くの文書が存在しているのではということ、文書収蔵調査を行うことが提案された。

しかし、現在本坊の保存修理中であることから、本坊にあった什物や資料等がすべて移動しており、調査は困難を極めた。調査は、米蔵・衣装蔵・宝蔵そして保管庫等で行われ、四、五四一件の文書と典籍が発見された。そして、この機会に勝興寺の有する文化財の価値を明らかにするとともに今後の保存・活用そして散逸を防ぐため、下張文書だけでなくこれら発見された文書及び典籍も含めて調査を実施することが決定された。

3 調査の方法

調査の日程・内容については「調査日誌」（後掲）で説明されるので、ここでは今回実施した調査の方法等について簡単に述べることとする。

①文書調査

まず、文書は所在場所毎に一点ずつ解説し、(1)年代(2)形態(3)墨

付(4)点数(5)備考(差出↓受取等)を明記したA4版の中性紙の封筒に入れ整理を行った。

そして、整理された文書は所在場所を明記した収納箱に収納した。しかし、下張り文書は埃を払い、文書を伸ばすという作業が加わったうえ、一点で数えることは不可能なので、調査員がすべての断簡に目を通し、重要なものだけを取り上げることとした。

②典籍調査

典籍調査は調査員の見瀬和雄金沢学院大学教授の指導のもと同大学院生と同学生により行われた。調査は古文書と同じ方法で整理された。これらの典籍も古文書同様、汚れ、虫食い等で、劣悪な状態のものが多く、夏の暑い中の大変な作業となった。

③データ入力及び撮影

文書（典籍含む）目録作成と目録をCD-ROMに収録し保存するため、初年度から金沢学院大学院生と同学生によりデータ入力作業と文書の撮影が並行して行なわれた。

（笹島千恵子）

二 勝興寺文書の概要

(一) 戦国時代の勝興寺

雲龍山勝興寺は、富山県高岡市伏木古国府十七番一号に所在する浄土真宗本願寺派の寺院である。今日でも越中国随一の大坊として、古国府（ふるこ）はんぐと呼ばれている。開基を順徳天皇の皇子信念を開基とするが、事実上、本願寺八代蓮如の二男本泉寺蓮乗が、十五世紀末に越中国砺波郡土山（現南砺市）に建立した草坊に始まり、弟の光教寺蓮誓（蓮如四男）が招かれて住した。この際、蓮乗は河上分を除いた越中国坊主分を与力としたという（『反

古裏」。やがて蓮誓の次男実玄が、同郡安養寺村（現小矢部市）に居住し、勝興寺と号した（『日野一流系図』）。永正十六年（一五一九）十一月十日、本願寺九代実如が実玄に授与した同寺蔵の親鸞絵伝の裏書に「越中国利（砺）波郡／蟹谷庄内安養寺村／勝興寺常住物也」とあり、同年までに土山から安養寺に転じていたようだ。このような成立の背景をもつため、十六世紀初めには加賀国本泉寺の諸坊の一つと認識されていた（『山科御坊事并其時代事』当流諸国坊々事）。

勝興寺が自立する要因に、享祿四年（一五三一）加賀でおこった錯乱（享祿の錯乱）で敗北した本泉寺の退転がある。さらに実玄の内室が光教寺蓮淳（蓮如六男）の長女妙勝で、本願寺十代証如の母鎮永の姉にあたる大き（証如は父円如が早世したため、大永五年（一五二五）祖父実如没後に十歳で継職した。実玄は証如の親族として、その地位を固めたものとみてよからう。これを示す出来事として、天文七年（一五三八）四月の加賀国下田長門別心事件では、同国一向一揆に加えて、越中勝興寺・瑞泉寺にも証如から指示が与えられている。同十四年（一五四五）三月に実玄、弘治二年（一五五六）五月に息玄宗が相次いで没し、その弟顕栄（慶栄）が継承した。この頃、同寺は所在地から安養寺と呼ばれていた。永祿二年（一五五九）本願寺十一代顕如が門跡に列すると、同三年に勝興寺は院家を勅許され、本願寺一家の地位を確立した。本願寺は越中四郡惣坊主に対し、同寺に無断での上洛を禁じ、同寺への与力を確認している。

同八年（一五六五）顕如が甲斐の武田信玄と盟約を結ぶなど、諸大名間の抗争に関与していくと、勝興寺は瑞泉寺とともに越中教団を率い、加賀の一向一揆と提携して、上杉謙信・織田信長勢に対抗していくことになる。同十一年（一五六八）三月、顕栄は謙信の越中出陣を金沢御堂に報じた（坪坂文書）ほか、増山衆（神保氏）の動きを注視している（長光寺文書）。謙信と対立する信玄から今後の戦略に関する書状も届くほどである。元龜三年（一五七二）謙信の侵攻には、信玄が息勝頼と連署で越中に救援できない旨を報じ

ている。越中では謙信との和睦が期待されていたようで、同四年これを知った近江の浅井長政は、信玄に無断で行うことを戒めている。

天正四年（一五七六）本願寺と和睦した謙信と、勝興寺は交誼を結んだ。謙信の能登出陣を祝し、返状を得ている。これには上杉家が同寺と瑞泉寺を家中として認識していたためである（上杉家文書）。同八年（一五八〇）顕如が信長との間で戦った石山合戦で勅命講和を受諾し退去すると、新門教如は籠城を続けた。両者とも同寺と越中の坊主・門徒に充ててこのことを報じている。特に坊主・門徒中への消息を所蔵することは、教団の中心の地位にあったことを物語るものである。

（二）勝興寺の什物

什物（じゅうもつ）とは、『日本国語大辞典』によれば、①日常用いる器具・道具、②代々伝わった宝、秘蔵の宝物という。ここでは、県指定文化財を除く史料のうち、勝興寺の仏事に奉懸・拝読されたり、学事に用いられるなど、代々に伝えられた名号・法名・消息・読み縁起等を指す。什物のうち絵画である本願寺歴代影像等や勝興寺歴代住職・坊守似影は、『雲龍山勝興寺絵画目録』に収められた。本目録では、什物を名号等（分類記号一一一）、法名等（一一二）、經典・聖教（一一三）、消息・読み縁起等（一一四）の四分類とした。以下、各項目における特徴を略述しよう。（以下、（ ）内は各分類項目中の目録番号）

各名号では、名号のほかに裏書・画讚写や宝物書上等も含む。名号は本願寺宗主染筆で、なかでも九代実如筆とされる六字名号（一一一―一二〇）が特筆される。また勝興寺歴代の十九代法薫（一一一―一二三）・二十三代広輝（一二一―一三三）・二十五代瑞映（一二一―一二五）・二十六代准性（一二一―一二六）等の名号がある。このうち広輝・法薫筆の名号等は門徒に授与するために予め切絹・切紙に書かれたもので、同寺の中本山としての性格を示し

ている。裏書写では、慶長十三年（一六〇八）九月十六日に本願寺十二代准如が同寺十一代顕称に授与した、本願寺十一代顕如影像裏書写（一一一―二）は、本影像・裏書が現在せず、写しながら貴重である。

法名等は主に本坊及び石動通坊で永代経で奉懸された法名記入軸である。近代以降、永代経志が同寺にとって重要な懇志であったことを物語る。紙本に墨書した法名を列記した掛軸で、新写以外のは大半は劣化が著しい。

経典・聖教では、宝徳元年（一四四九）十月十四日に本願寺八代蓮如が加賀国河崎真光に写与した旨の識語をもつ御伝抄の写本（一一三―二、図版②）が注目される。また本願寺九代実如が写与した御文（一一三―四）も重要である。

消息・読縁起等では、勝興寺の現本堂再建と成就についての消息が特筆される。安永四年（一七七五）初秋下旬に本願寺十七代法如（一一四―三）、寛政八年（一七九六）七月二十七日に同十八代文如（一一四―四）が授与している。当寺の住持十九代法薫は法如の子息で、還俗して加賀藩十一代藩主前田治脩となった十八代法暢の後継として入寺していた。藩主および宗主子息の相次ぐ入寺によって同寺の地位の向上を果たし、巨大本堂の建立へと進む。消息の発給はこの動きを確認するものであろう。

（三）勝興寺の中世文書

本書では、天正九年（一五八一）佐々成政の越中入部以前を中世とする。富山県指定文化財分（一八〇点、分類記号〇〇〇）のうち、一〇一―一九の十九点が中世文書に該当する。このうち三・四・一〇の写を、分類記号二二二坊官の一・二に収める。近世において同寺が越中の末寺・坊主を統轄するため写されたとみられる。また本願寺文書四点の写も、分類記号二二五寺法／本願寺一般にある。親鸞・覚信尼・覚如・蓮如の讓状・置文（二二五―一―四）で、本願寺一家であったことよってこれらの写を入手できたのである。

中世文書の正文として最も古いものは、〇〇〇―一の五月十二日付光闡坊（蓮誓）充蓮如書状（図版①）である。当寺の事実上の開基である蓮誓に充てた蓮如書状であるために重宝として扱われ、掛軸装となっている。〇〇〇―二―七は本願寺内衆下間氏が発給した文書で、内容・花押・筆蹟等によって存疑・偽文書とされている。岫順史編『雲龍山勝興寺古文書集』では、そのため写真が掲載されておらず、解説（新田二郎「勝興寺文書について」）でも偽文書とする。『富山県史』通史編Ⅱ（中世）においても〇〇〇―二―六・八・一〇を偽文書とし、十七世紀中期に瑞泉寺との争いの過程で作成されたと推定、ただし下間心勝（光頼）書状（〇〇〇―七）を正文とみている（八二―八二四頁、金龍静氏執筆）。これに私見を加えると、〇〇〇―一―〇については、正文が一・七・九、偽文書が〇〇〇―二―六・八・一〇ということになる。一を除き十六世紀前半の勝興寺の動きを示す文書は、十一月二十八日付下間心勝書状が唯一ということになる。

永禄（一五五八―七〇）末年から天正八年（一五八〇）までの〇〇〇―九・一―一―一九の十点は、いずれも正文である。本願寺が上杉謙信や織田信長と対立するなかで発給された文章を中心とする。特に八月三日付下間証念書状（〇〇〇―九）を除く、（永禄十一年）七月十六日付武田信玄書状（〇〇〇―一一）、（元亀三年）十月朔日付武田信玄・勝頼連署書状（〇〇〇―一二）、一三一（元亀四年）二月二十六日付浅井長政書状、（天正八年）卯月十五日付顕如書状（〇〇〇―一七）、（天正八年）卯月十五日付顕如書状（〇〇〇―一八）、（天正八年）五月十五日付教如書状（〇〇〇―一九）については、重要文化財勝興寺本堂落慶記念『勝興寺宝物展』の概説に詳しい（鴨川達夫氏執筆）。

本願寺一家としての立場を示すものに、顕栄の子息顕幸（佐廉）が権律師に任じられた天正三年三月二十三日付正親町天皇口宣案、実玄の室妙勝（光応寺蓮淳女）往生志を謝す（天正三年）三月二十五日付顕如消息、証如二十五回忌志を謝す（天正六年）二月二十五日付顕如消息の三点（〇〇〇―一四―一六）がある。

信長との石山合戦での大坂退去・籠城については、(天正八年) 卯月十五日付顯如書状、(天正八年) 卯月十五日付顯如消息、(天正八年) 五月十五日付教如消息の三点(〇〇〇―一七、一九)で、越中の坊主・門徒を主導する地位であったことを確認できる。

また金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫所蔵「松雲公採集遺編類纂百卅二(古文書部三十四)」所収越中国古国府勝興寺文書及び「越中古文書」八から、現存しない中世文書五点を掲げておく。

- (ア) 二月 五日 細川晴元書状 (越・県史一五三四)
 - (イ) (元龜三年) 七月十二日 武田信玄書状 (松・県史一七六五)
 - (ウ) (天正四年) 極月十九日 上杉謙信書状 (松・県史一八六五)
 - (エ) (天正五・六年) 二月 朔日 上杉謙信書状 (松)
 - (オ) (天正八年) 六月 九日 本願寺教如書状 (越・県史一九六三)
- (木越 祐馨)

(四) 勝興寺の近世文書

勝興寺文書はすでに富山県指定文化財に指定されている一八〇点の文書の存在が周知されており、そのうち一六一点が近世文書であるが、この度の古文書調査によって新たに四〇〇点を超える文書が確認された。それらのうち約二〇〇点が近世文書であり、それらの近世文書を内容別に「国法・加賀藩」、「寺法・本願寺」、「勝興寺」、「学芸」に大別し、その上で以下のように分類した。なお古文書の伝存状況により同一の目録番号のなかに複数の文書が存するものや、枝番を付して整理したものもあり、実際の点数と目録番号(件数)は必ずしも一致しないことをお断りしておく。

「国法・加賀藩」は、主として加賀藩関係の文書を分類した。二一藩主(三六件)、二二寺社奉行(一〇件)、二三藩士(二七件)、二四国法/加賀藩一般(八三件)。国法関係は計一五六件である。

「寺法・本願寺」は、主として本山関係の文書を分類した。二二宗主(四〇件)、二三坊官(六四件)、二四末寺・触下(二二七件)、二五門徒(一七件)、二六寺法/本願寺一般(六〇件)。寺法関係は計三〇八件である。

「勝興寺」は、主として勝興寺に関する寺内および私的な文書を分類した。二七由緒(一六件)、二八勝興寺歴代・寺族(四四件)、二九光徳寺・本向寺(二二一件)、三〇寺中・寺侍(二六件)、三一五門徒(四八件)、三二六法要・行事(二二一件)、三三七造営(六九件)、三三八勝興寺一般(五五四件)。勝興寺関係は計一〇九三件である。

「学芸」は、主として勝興寺関係の文芸活動に関する文書を分類した。二四勝興寺歴代・寺族(一八件)、二五二公家(六〇件)、二六前田土佐守家(四〇件)、二七学芸一般(二九四件)。学芸関係は計四二二件であった。以上、近世文書は目録番号件数で一九六九件を数えた。

これらの近世文書のなかで、今回初めて確認された「前田利常書状」(二一―一、図版④)は年未詳であるが、贈り物への謝辞と越中へ鷹野に出かけることを報じている。発給者名が「中納言」とあり、利常が中納言に任官する寛永三年(一六二六)を上限とする。宛所は不明だが、勝興寺第十四世光昌院良昌室の鶴(廉正院広喜、前田利常養女)に充てられたものとみられる。享保十年(一七二五)十一月十九日の中御門天皇宣旨・中御門天皇口宣案(二三二―一・二、図版⑧)は、勝興寺第十七世広開院住諦(澄元)が権律師法橋に叙せられたことを示す。

なお今度の調査は、勝興寺の伽藍修復事業が契機となって始まったところから、当初より造営関係の文書の確認と、建造物修復過程で大量に出た襖の下張りなどの廃棄文書の扱いが課題となった。襖の下張り文書は、整理・分類不能な塵芥状態のものが多かったが、ある程度内容の判別できるものは「断簡」として整理したものもあり、これらは「造営」に分類した。しかしそうした中で今回新たに確認された寛政十年(一七九八)四月の「古国府勝光

〔興〕寺鼓樓堂三十歩之一割（二三七—五、図版⑪）は、現存する勝興寺の建造物の絵図として貴重である。

（五）勝興寺の近代文書

今度の調査では概ね明治五年（一五七二）以後を「近代」とし、成立年代不明（年未詳）文書でも形態・記載内容等から明治時代以後の成立と思われる文書は「近代」に含め、「宗教行政」、「本願寺・勝興寺」、「寺族」に大別し、以下のように分類した。

「宗教行政」は、国・県・市町村の布達・法令あるいは公文書・簿冊等を分類した。三二一（四〇件）、三二二（富山県・市町村）（二〇〇件）、三二三（宗教行政一般）（九八件）。宗教行政関係は計三三八件である。

「勝興寺」は、勝興寺の寺内関係のものだけではなく、近世的な触頭制度は解体していることから、本山（本願寺）関係の文書もこれに含め分類した。三二一（由緒）（七四件）、三二二（本山）（二一六件）、三二三（末寺）（三九点）、三二四（門徒）（八九件）、三二五（法要・行事）（二八三件）、三二六（勝興寺一般）（六七四件）、三二七（造営）（二一六件）。勝興寺関係は計一五九一件である。

「寺族」は、住職家関係の文書を三三〇（寺族）として分類し、計三七四件である。近代文書のなかでとりわけ注目されるのが、明治二七年～三五年（一八九四～一九〇二）にかけての由緒関係文書で、勝興寺（殊勝誓願興行寺）の開基と伝える信念、すなわち順徳天皇第三皇子彦成王墓所の所在に関する調査に関する一連の文書（三二一—九・一一～四〇・四三・六二～六三）である。また明治三三年（一九〇〇）、同四二年（一九〇二）には東京大学から勝興寺に対し古文書が返却されており、勝興寺文書が比較的早い時期から史料として注目されていたことが知られる（三二一—四一、四四）。

また勝興寺が近世を通して越中国真宗西方の触頭を務めたが、明治一年（一八七八）七月、本山から慰労金が授与されている（三二二—二七）ことも

興味深い。

（六）勝興寺の典籍・図書

今度の調査で確認された典籍・図書類のうち、勝興寺の什物に含まれるものは一一一～一一四に分類したが、これに含まれない近世の写本や明治以後の冊子・図書の類を四〇一（浄土真宗）（二一件）、四〇二（仏教）（一四件）、四〇三（一般）（八一件）に分類し、計一一六件である。

これらのなかには、伊勢貞丈の『神敬録』（四〇三—一）、「前田直昌秘蔵」という寛政八年（一七九六）秋の款記のある『和漢書籍私勘』（四〇三—三）、文政六年～同九年（一八二三～二六）にかけての書状を写した前後欠の袋綴「御城帳」（四〇三—五）など近世の写本のほか、年未詳の『能登国沿海巡覽絵図』（四〇三—六〇）や、明治五年六月に発行された『大日本府県全図』（四〇三—一六）や明治三七年二月二十日『日露清韓新図』（四〇三—一五）などの近代の地図なども確認された。

（七）今後の課題

なお今度の調査で整理・分類して本書に収録した文書の他に、勝興寺経蔵に伝わった經典類やこれに付随した若干の文書が存する。これらは調査期間中に確認されたものだが、主として時間的制約に規定されて、遺憾ながら整理分類の対象から除外せざるを得なかった。これらの經典類は経蔵の補修工事などの状況をも勘案しながら、他日の調査・整理を期していただくことをここに付記しておく。

（石田 文一）

三 勝興寺と前田家

越中古国府勝興寺は、戦国時代には、井波瑞泉寺と並ぶ越中一向一揆の指導的寺院として活躍した寺院である。その寺院が、近世に入ると、越中における本願寺派の中心寺院として、加賀藩主前田家から庇護を受け、近世後期には、藩主の子を住職に迎え、その子がのちに還俗して加賀藩主になるという具合に、加賀藩主家と深い関係をもつようになる。

こうした一向一揆の指導的寺院から加賀藩の庇護を受けるまでには大きな落差があり、これをどのように理解するかという問題は、真宗の大坊がいかにして近世化を遂げていったかを見る上で重要な課題である。特に勝興寺は、蓮如の四男蓮誓が入った連枝の寺であり、越中真宗寺院の中で占める位置は大きい。勝興寺の近世化という視点で見えていきたい。

(一) 佐々成政・神保氏張と勝興寺

勝興寺は、近世統一政権の一分肢である佐々成政の配下である石黒成綱の手によって、天正九年（一五八一）焼き討ちを懸けられ、焼亡した。住持であった顕幸は、紀伊鷲森にいた顕如光佐の元に身を寄せ、再起を図った。越中では、賤ヶ岳の戦いで敗戦しながらも、越中一国を安堵された佐々成政が、天正十二年（一五八四）の小牧長久手の戦いでは、再び秀吉に敵対し、織田信雄・徳川家康が秀吉と和議を結ぶとみるや、冬の立山を超えて浜松に赴き、再出陣を促した。成政はこの浜松行きの前前に、勝興寺に対して、寺基の回復を許したのである（〇〇〇―二二）。これは、越中において大きな力を持つ真宗門徒集団を勝興寺によって掌握させ、浜松出張中の領国の安定を図ったものと考えられる。

この勝興寺再興の取り扱いは、守山城主神保氏張が担当し、守山城下に臨

時の寺地が与えられた（〇〇〇―二二）。天正十二年十二月には、神保氏張が勝興寺に禁制を発しており（〇〇〇―二三）、翌天正十三年三月には、一宮（気多神社カ）の古府地内での所領権主張を裁定している（〇〇〇―二四）ことから見て、再興間もない勝興寺は、実質的に神保氏張の保護下にあったといつてよい。

こうした勝興寺の佐々成政・神保氏張による保護体制は、羽柴秀吉の越中出陣によって終焉を迎える。小牧長久手の戦いで反秀吉の旗幟を鮮明にした佐々成政であったが、前田利家との抗争に敗北し、秀吉が越中に出陣するに及んで、成政は降伏し、越中新川郡一郡のみを残して所領は没収され、越中西三郡は前田利家の嫡男前田利長に与えられた。佐々成政や神保氏張は、大坂居住を命ぜられ、越中の政治地図は大きく書き換えられたのである。

(二) 勝興寺と前田利長

秀吉は、天正十三年（一五八五）七月、勝興寺に禁制を発し（〇〇〇―二五）、越中出陣と勝興寺の保護の意思を明示し、佐々成政を下した後の天正十三年（一五八五）閏八月には、越中の瑞泉寺・専福寺・聞名寺などの有力諸寺院に対して禁制を発し（『富山県史』史料編Ⅲ近世上）、統一政権として諸寺院を保護すべき意思を表したが、この時勝興寺に対しては、新領主利長から禁制が発せられた（〇〇〇―二九）。それは秀吉が諸寺院に発したものと記載内容が若干異なる。秀吉のものは、「軍勢甲乙人等乱妨狼藉」・「放火」・「対寺内町人不謂儀申懸」の三項を禁ずるもので、この時期の秀吉禁制の普通の文言であるが、利長のものは、「寺内陣取免許」・「寺内奉公人出入」・「竹木伐採」・「非分之儀申懸族」の四か条を禁ずるとともに、市立て許可を指示するものであり、新領主としての寺内定の性格を有するものである。

勝興寺顕幸佐廉は、天正十四年（一五八六）八月、正親町天皇から口宣案

を下賜された(〇〇〇—三〇)。佐廉は、天正三年(一五七五)に権律師に任ずる口宣案を下賜されており(〇〇〇—一四)、この度のもは、権大僧都に任ずるものであるが、これは、永祿三年(一五六〇)、院家に列した勝興寺の格式に基づくものであり、『増補改訂本願寺史』第一巻)、勝興寺の再興によって、同寺の中世以来の格式が復活したものと見えよう。

天正十六年(一五八八)十月、前田利長は勝興寺に対し、寺内近所に百俵(五十石)の寺領を寄進したが(〇〇〇—三八)、それは、北陸の真宗寺院として他に例のない院家に列せられているという格式を持つ勝興寺を、領主として維持・保護することが領主の義務と観念されていたことによるであろう。

慶長二年(一五九六)、前田利長は、急峻風烈を理由に、守山城から富山城に移徙した。その後には、前田長種が城代として入城した。長種は、神保氏張がそうであったように、勝興寺の管理をゆだねられたとみられる。同年十月、長種は勝興寺に「覚」五か条を下し(〇〇〇—六一)、道場綿上納、京都広間番、追放坊主の摘発、屋敷地子免除を申し渡したのに合わせて、国中坊主が勝興寺の触に従うことを求めた。これは、越中真宗寺院の中の勝興寺の指揮権を規定したものであり、実質的に、後の触頭の原初と見ていいのである。

その外、利長の勝興寺宛書状が多数残っている。勝興寺が利長に種々の献上をしていおり、その礼状が多いことが特徴である。

(三) 勝興寺と前田利常

こうした前田氏の勝興寺保護と真宗寺院統制における特別の位置付与は、三代前田利常にも継承された。前田利常は、大坂の陣の直前に亡くなった利長の後を受けて、名実ともに前田家の当主となったが、元和四年(一六一九)十二月、利常は、勝興寺に二十五石を加増寄付した(〇〇〇—九四)。これは、元和四年、古国府で検地を実施したが、その際打ち出した出分二十五石

を加増分として寄進したのである。その際、利常も勝興寺に対して「掟」三か条を発し(〇〇〇—九五)、寺内竹木伐採禁止、奉公人立入・非分申懸け禁止、諸役免除を申し渡している。

慶安二年(一六四九)二月、利常は、養女であり勝興寺十四代良昌の夫人となったおつる(神谷直治娘)に対して、けわい田(化粧料)二百石を給与している(〇〇〇—一〇三)。このおつるは、養女とはいいながら、前田家と勝興寺の間の初めての婚姻関係を担ったものであり、勝興寺は前田家においては、大名家もしくは重臣家と同等の位置を与えられたことを意味する。

慶安期で今一つ目を引くのは、越中領国内におけるキリシタン禁制に果たした役割である。慶安二年三月、井波瑞泉寺・八尾間名寺が連署して、配下門徒のキリシタン改めの帳を作成提出する旨の請書を提出している(〇〇〇—一〇四)。「光昌院様御意之通」と勝興寺の指示に従ったものであることを述べるとともに、「右中納言様御意之旨勝興寺様被仰付候間」とあり、利常の要請によったものであると述べているところから見て、勝興寺は、越中真宗門徒のキリシタン改めを行う頂点に立っていたことがわかる。すなわち、勝興寺は、前田氏越中領国統治の一翼を担って諸寺院を指揮する位置と役割を担ったものといえよう。これは、形成されて間もない加賀藩触頭制の具体的な姿を示すものである。

この後、加賀藩領では、改作法と呼ばれる藩政改革が実施され、新たな知行割が行われ、所付状が発せられて、それぞれの村付けも行われた。勝興寺にも承応三年(一六五四)の寺領所付状が残っている(〇〇〇—一一)。この所付状で注目されるのは、勝興寺領が二百石になっていることである。これに対応した寺領寄進状は残っておらず、いつの時点で二百石になったかは不明である。村付けは、氷見庄矢田村に九十一石余で免五ツ、同庄古府村で七十五石に免五ツとあり、高合計百六十六石余で年貢が八十三石余となっている。これは、約四〇%の年貢が実現できるように仕組まれた平均免での年貢収納であり、一般の加賀藩土と同様の措置である。とすれば、勝興寺は、

独自の寺領支配を行ったわけではなく、一般の加賀藩士同様、年貢徴収権は藩が掌握していた可能性が大きい。ここからも、勝興寺が加賀藩重臣並みの位置を与えられていたことを確認でき、ここに、勝興寺近世化の際だった姿を見ることができるのである。

(見瀬 和雄)

四 前田治脩と勝興寺

(一) 治脩の勝興寺入

治脩は延享二年(一七四五)正月四日に、加賀藩六代藩主吉徳の十男として誕生した。父吉徳は治脩の誕生した半年後の延享二年六月十二日五十六才で亡くなっている。母は側室の夏といい、伊勢の津藩士園田氏の娘である。翌三年(一七四六)四月には誕生間もない治脩は勝興寺住職となる事に定まり(〇〇〇—一二四)、幼名時次郎を尊丸と改名した。宝暦六年(一七五六)閏十二月には勝興寺に入り、同十一年(一七六一)二月西本願寺において得度し闍真と称した。治脩はこうして、勝興寺十八世の住持となり、法暢を名乗った。

(二) 重教の継嗣

十代藩主重教の後継には弟で、藩士大音主馬家に入っていた利実が、宝暦五年(一七五五)段階に定まっていたが、明和三年(一七六六)二十四才で没してしまふ。

これにより、明和四年(一七六七)閏九月、参勤で江戸に着いた治脩の兄である重教は、継嗣の無い事と、自身の病から公務、国政不行き届きを憂い、養子縁組の必要を家臣に伝えた。国元では早速幕府にこの旨を届けるべく老

臣の江戸行きが議されたが、重教はこれを粗忽・出過ぎとたしなめ、来々年迄の内にとくと考えるとして差し止めた。この時点から後継問題が現実的な課題として動きを見せてくることになる。

これは、同年八月に重教夫人が三度目の流産しており、継嗣誕生の可能性の無いことを感じながらも、一縷の望みを持っていたのであろう。現実に安永七年(一七七八)側室に継嗣斎敬が誕生している。斎敬は重教が治脩を養子とした後の誕生であったため、治脩の養子として家督を継ぐこととされたが、十八で早世し藩主になることはなかった。

重教が養子による家名の存続を考え、治脩が後継に定まるまでの経緯を見ていくと、同年十一月の老臣意見では他家からの相続では「加越能庶民一統は心服しないであろう」が、松平出雲守(富山藩六代利興)であれば「四民残らず心腹」するであろうとし、富山の前田利興の名が挙げられている。他家からの養子には徳川家という想定もあったようである。同月には藩士達からも「御家御正統の御筋目」を基本とすべき事が請願されている。つまるところは「御元祖様以来嫡々御相続之血脈」が第一の前提とされた。

このような中、同年十二月に富永五郎左衛門より村井長穹の進言に、継嗣候補として「御末子様」(治脩)の存在が浮上してくる。これを承けたものは詳らかではないが、明和五年(一七六八)三月重教は治脩を継嗣とする意を家臣に伝え、ここに治脩の立場が明確なものとなる。

継嗣候補には、先に富山の利興(出雲守)の名があったように、大聖寺の前田利道(備後守)も対象者であったが、ここにおいて方向性は定まった。

(三) 治脩の還俗

明和五年五月、重教は治脩還俗の意向を勝興寺に伝える使者を遣わした。これに対して闍真は、本願寺門跡の猶子であり連枝格の身から、「本願寺門主の考えもあり、思慮したいので、見合わせて」欲しいとの返答をし、六月に

は「武門の儀について覚束ない」とし還俗・後継を辞退している。

藩として継嗣問題は前田家と藩の浮沈に懸かるものであり、搦め手から本願寺門主の諒解を取り付けるべく、五代綱紀の外孫で有栖川宮家の妃である辰君に取りなしを依頼すると共に、治脩には還俗後に重教に継子が誕生した場合には、相応の知行を用意するなどの条件提示をし、還俗の実現を図った。八月には辰君より「西本願寺においては差し支えない」旨の返答が届き宗門上の問題は解決することとなり、九月十五日治脩は「御家のため、忠孝と考え」還俗し、重教の養子となることを許諾した。

治脩はこの還俗にあたって、条件ともいえる願いを藩の年寄中に提出している。それは寺の勝手向きが困窮しており、闡真の還俗は更に寺の衰微に繋がることになるであろうとし、継続的な経済援助（扶持・寄進）を願い、明和六年月に合力として吉久御蔵の詰米千俵を遣わすことを申し渡した（〇〇一―一二五）。



(二三八―一二五) 安政三年「吉久御蔵米切手」

こうして明和六年二月朔日、高岡において還俗の御規式が執り行われ。尊丸から時次郎に戻り、実名を利有とした。後住には、明和七年本願寺法如の十男常丸（法薫）に定まった。（〇〇〇―一二七・一二八）。

(四) 治脩の就封

後継が定まったことにより、明和六年七月朔日に重教は、本多・横山・長らの老臣に家督を時次郎に譲る旨を伝え、翌七年四月十一日重教は隠居の請願をなし、明和八年三月に至り治脩は松平の姓を賜り、四月家督相続が許され、還俗から二年にして前田家十一代を継ぐことになり、同年六月には利有を治脩と改め、正四位下左近衛少将に任官し加賀守を称する。治脩の「治」は十代將軍徳川家治の偏諱を賜ったものである。

これにより前田家は七代宗辰、八代重瀧、九代重靖、十代重教に続き、五代にわたり、六代吉徳の子（兄弟）が藩主の座に就くこととなった。

就封間もない明和八年七月には大聖寺藩主前田利道の二女正との婚約が許可となる。正はこの時に数え八才であり、婚姻は寛政十一年のこととなる。この婚姻には先の後継問題において、大聖寺前田家の名も挙がっており、これらに対する配慮があつたのであろうか。

治脩の還俗も前田家の嗣子問題にあり、嗣子は治脩にも藩にとつても大きな課題であつたが、婚姻前に兄で十代藩主重教の嫡男と二男、さらには重教の二女・三女を養子としており、系統として藩主を兄の血筋に戻す形になつていた。治脩の実子には利命がいたが、六才で早世しており嗣子問題を引き起こすことにはならなかつた。重教の嫡男斉敬は十八才で亡くなり、二男の斉広が十二代藩主を嗣ぐことになる。治脩の治世は享和二年まで三十二年にわたつた。

(五) 藩主治脩と勝興寺

治脩と勝興寺の関わりは、先の合力米が以降の勝興寺の経営の助力となるが、藩主として個人的な関わりは薄くなつたと考えられよう。藩主と領内寺

院の關係は、明和九年七月の參勤の節に治脩は高岡に泊るが、「如例勝興寺機嫌伺二旅館へ伺候、目見ナリ」（太梁公日記）と、「例の如く」と歴代藩主に對するものと同様に一般的な対応となっている。

治脩は文化七年一月七日に没し、金沢の宝円寺において葬儀が執り行われた。この時、勝興寺は導師の次に焼香を行い（加越能文庫「太梁院様御墓誌并銘附考案」、二月七日の中陰では諷經の列に加わっている。これは藩主葬儀に際して異例のことであり、偏に治脩が勝興寺住職を勤めた由緒によるものであった。

※文中に出典を記していない記述の典拠は『加賀藩史料』を出典としている。

（宇佐美 孝）

五 触頭制度と勝興寺

（一） 寺社奉行の設置と触頭

江戸幕府は、寛永十二年（一六三五）に寺社奉行を設置し、全国の寺社や山伏などの支配にあたらせた。寺社奉行の設置とほぼ同時に、各宗派ごとに江戸やその近郊の有力寺院を触頭と定め、触頭は幕府からの触を各宗派の本寺や末寺に廻達し、各宗派を代表して幕府との取次役としての役務なども行った。これら触頭寺院は、教団内部での地位も高く、若干の変動はあったもののほぼ固定されていた。

幕府の宗教統制策は各藩へも大きな影響を及ぼしたようで、加賀藩では慶安元年（一六四八）に寺社奉行が設置された。「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館）によると、葛巻藏人重俊（五〇五〇石）、岡島市郎兵衛元為（五〇〇〇石）、茨木右衛門長好（二五五〇石）の三名が任命されている。定数は寛文・延宝期以後は二名に縮小されたが、元禄期より再び三名に戻されている。寺社奉行の職務は、大きく分けて寺社方と支配方に分かれる。寺社方は領内

寺院や神社の支配及び僧侶や神主の取締り、藩主の菩提寺における法事・祭礼・祈禱の取次ぎなどが主な職務となっており、一方支配方は、与力の身分・領知・相続などを管轄した。

寺社宗教関係の職制としては、寺社奉行のほかに、キリシタン禁令による宗門改めなどを主な業務とした宗門奉行があった。宗門奉行は寛永十九年（一六四二）に設置され、今枝弥平次・前田志摩・古屋所左衛門・長瀬五郎右衛門・山本久左衛門・津田玄蕃の六名が就任している（『諸頭系譜』）。

幕府と同様、藩の寺社政策が末端まで下達されるために、領内の各宗派毎に触頭が定められた。触頭は、幕府や藩・本山からの布達を支配下寺院（触下）に伝達するとともに、触下寺院から藩に提出する願書などを取り次いだ。さらに、触下寺院の不法を取り締まる権限や本山に対する寺号の取得、木仏・絵像・法物の下付、僧階位付与、相続など末寺の願書に加判し申請する権限も与えられていた。

（二） 触頭勝興寺

勝興寺は、文明三年（一四七二）本願寺八世蓮如が越中砺波郡蟹谷庄土山に創建した土山御坊に始まり、その後幾度か移転し、天正十二年（一五八四）佐々成政から還住を許され、神保氏張より寄進を受け移転した地が現在の勝興寺である（〇〇〇―二一・二三）。勝興寺は本願寺と血縁を結び、早い時期より強い勢力を持っていたが、永禄二年（一五五九）本願寺十一世顕如が門跡に列せられたのに続き、翌年勝興寺顕栄が一門衆として院家の勅許を得ると、それ以来越中の真宗寺院で同寺に並ぶものがなくなり、戦国期には越中における一向一揆の拠点寺として力を振るっていた。

一向一揆の盛んな地であった加賀・能登・越中へ入部した前田氏にとって、一向宗対策は大きな課題であった。人心掌握のため、領内の有力寺社に対して寺社領を寄進し、安堵（保証）したり、数々の特権を与えるなどの施策を

行っていくことになる。当然越中を代表する真宗寺院である勝興寺に対して、天正十三年（一五八五）閏八月、二代藩主前田利勝（利長）は禁制を出し、狼藉を禁じて、同寺と寺内町を保護している（〇〇〇―二九）。また天正十六年十月、一〇〇俵の寺領も寄進している（〇〇〇―三八）。

さらに、慶長二年（一五九七）十月十八日、前田利長の家臣前田長種が越中諸寺門下の諸道場（寺院）に宛て、五か条の申渡状を出しているが（〇〇―六一）、その第四条に、

一、國中諸坊主、從勝興寺被申候時、及兎角不罷出仁者、自此方急度可申付事

とあるように、浄土真宗の諸道場に対し勝興寺の申し触れに従うよう命じている。則ち慶安元年に寺社奉行が設置され、触頭制度が定められるが、それよりも約五〇年も前に勝興寺に対し、実質的な触頭の役割を申し付けたものであり、勝興寺に本願寺門下に対する最高の権限を付与したことがわかる。

その後三代藩主前田利光（利常）は、元和四年（一六一八）十二月に二五石の寺領を増した（〇〇〇―九四、合計七五石）。正保三年（一六四六）四月、西本願寺十二世准如の六男円周良昌（光昌院）を住職に迎え、翌年前田利常から寺領一二五石の増を受け、同寺の寺領は先知と合わせ二〇〇石となった。慶安二年（一六四九）二月には、利常の養女つる（廉正院）が勝興寺円周のもとに入興した（化粧田として二〇〇石拝領、〇〇〇―一〇三）。このように、勝興寺は加賀藩前田家や本願寺及び公家との強く結び付きを深め、越中の浄土真宗西方の触頭として、越中四郡全与力寺に対する支配力を一層強化していくのである。

先に述べたように、加賀藩では慶安元年に寺社奉行を設置し触頭を定めたが、翌慶安二年（一六四九）三月三日、井波瑞泉寺と八尾聞名寺が、本願寺の坊官下間因幡宛にキリシタン吟味の請書を提出している（〇〇〇―一〇四）。このことは触頭としての勝興寺が中納言（前田利常）の意向を受け、触下の寺院に対し、キリシタンの穿鑿を指令してきたものであり、キリシタン

吟味に対し、触頭を通じ宗門の組織が積極的に用いられている一例を示すものである。

貞享二年（一六八五）の「寺社由緒書上」から越中に関わる主な宗派の触頭を見ると、曹洞宗は瑞龍寺（高岡）、真言宗は明王院（金沢）、浄土宗は如来寺（金沢）、日蓮宗は妙成寺（羽咋）、浄土真宗西方は勝興寺（古国府）、東方は善徳寺（城端）・瑞泉寺（井波）、修験道は願行寺（金沢）などが触頭となっている。東方の場合、当初善徳寺一か寺が触頭であったが、慶安二年六月瑞泉寺が東方に帰参したため、同十月より善徳寺と瑞泉寺が共に越中の真宗東方の触頭となり、隔月で交互に勤めることになった。真宗西方の触頭である勝興寺は、射水郡一〇八か寺・砺波郡五八か寺・新川郡七五か寺、合計二四一か寺が触下の寺院と成っている。なお、富山藩領の真宗西方の触頭については、富山藩内にある勝興寺末寺の浄誓寺と妙福寺を勝興寺の役寺（勝興寺の出張機関）に任じ事務を代行させている。それは勝興寺が越中全域の浄土真宗西方の触頭ではあったが、これは寺法の面だけであって、国法については他藩に属する富山藩領には支配が及ばなかったためである。

このように寺社奉行設置とともに各宗派の触頭が任命された結果、国法（藩）は藩寺社奉行―触頭―末寺と下達され、同じく寺法（本山・教団）も本山―触頭―末寺と下達、あるいは上申されることとなった。しかし、実際問題として、触頭が末寺に直接的に寺法や国法を触れることは量的にも時間的にも大変困難なことである。そこで、地域的にまとまりのある組が組織された。「三州寺号帳」（加越能文庫）によると、勝興寺触下の寺院は二五七か寺二一組から成り、一番少ない組で四か寺、一番多い組で三〇か寺で、一組平均一二か寺と成っている。

江戸時代に入って真宗西方の触頭は、録所・触頭・触口に分化するが、勝興寺は、江戸築地御坊・紀伊鷲森御坊・越前福井御坊・河内久宝村願証寺・播磨龜山本徳寺・長門萩清光寺と並び、全国七録所の一つとなり、触頭より大きな権限が与えられていた。このように勝興寺は、江戸時代以降越中にお

ける浄土真宗西方の触頭として近代に至るまで寺勢を保持していったのである。

(袖吉 正樹)

六 勝興寺と前田土佐守家

加賀藩との縁の深い勝興寺に、天保七年(一八三六)、加賀藩主家の分家筋にあたる前田土佐守家の子息が入寺した。勝興寺文書に前田土佐守家に関わるものが散見されるのは、この縁が関係しているためと考えられる。

前田土佐守家は、加賀藩祖前田利家とその正室まつとの間の次男前田利政を家祖とする家で、利政の子である二代当主直之は、まつとの血筋を引く唯一の男孫ということで三代藩主利常の時に加賀藩士として一家を立てた。五代藩主綱紀の時に年寄衆八家の一つという家格が確立、以後、幕末まで十人の当主を数え、いずれの当主も年寄衆八家として一万一〇〇〇石の禄高をもって常に藩政の中枢に位置していた。「土佐守家」とよばれるようになったのは、十人の当主のうち六人(四代直堅・五代直躬・六代直方・七代直時・八代直良・十代直信)が従五位下を授かり、そのうち四人(五代直躬・六代直方・七代直時・十代直信)が土佐守を名乗ったからである。歴代当主の中でも五代直躬は、出頭人大槻朝元の排除を行った、いわゆる「加賀騒動」で有名である一方、冷泉家への入門をはじめ、風雅な一面を持ち合わせたことでもよく知られている。

勝興寺に入寺した前田土佐守家の子息は、同家七代当主直時の弟直棣である。直棣は初名を豊三郎、通称は主鈴、内記といい、寛政十二年(一八〇〇)に直養(Ⅱ六代当主直方の嫡子、家督相続前に亡くなる)三男として誕生、文化八年(一八一二)藩主に初御目見、同十二年、十五歳で元服した。同十四年、兄直時の叙爵御礼のための江戸出府に随行、そして、天保七年、三十

六歳の時に勝興寺に入寺、翌八年には持住となり、広済を名乗った。直棣は、元服以後、他家へ養子に入った、あるいは分家した形跡がないこと、さらに三十六歳という入寺時の年齢から、前田土佐守家に残って父直方や兄直時の扶養を受ける、いわゆる「部屋住」だったと推定される。

一方、直棣を受け入れた頃の勝興寺では、天保二年(一八三一)に十九世住職法薫(西本願寺十七代宗主法如の子)が七十一歳で没し、その長子本成が二十世住職として跡を継いだ。しかし、天保五年(一八三四)に本成が三十一歳で急逝したため、西本願寺十九代宗主本如の二男本歆が入寺した。おそらく本成には跡継ぎがおらず二十一世を嗣ぐため、急遽、本歆が入寺したと思われる。さらに本歆は、天保九年(一八三八)に勝興寺住職を退隠し、本照寺へ去っていることから、中継ぎ的な存在であったと推測する。そして本山・公家・加賀藩主家など他に住職となるべく適当な人材がおらず、前田土佐守家ならば加賀藩主家の分家筋・年寄衆八家の一つという高い家格であることから、部屋住であった直棣を二十二世住職にということになったと思われる。

さて、今回の調査・整理により、勝興寺文書に前田土佐守家に関する史料が多分に含まれていることが明らかになったが、果たして広済に関するものは、ほとんど見られない。宝性院和歌懐紙(二四一―一七)が唯一、直棣(広済)に関連する史料で、直棣(広済)入寺の経緯や入寺までの手続き・儀式等を示す史料や、前田土佐守家と勝興寺・広済との交流を示す史料は皆無である。かわって前田土佐守家関係史料の大部分を占めるのは、同家五代直躬の十四男前田直昌に関わる史料である。これらの史料より、直昌が堂上歌人として有名な日野資枝に入門し、和歌指導を受けていることがわかる。

前田直昌は、明和元年(一七六四)直躬の十四男として誕生、初名を豺十郎といい、通称は雅楽助(後に頼母)といった。安永七年(一七七八)藩主に初御目見、同九年(一七八〇)十六歳で元服、文政五年(一八二二)五十九歳で没している。元服後から亡くなるまで、前出の直棣(広済)と同様、

他家へ養子に行った、あるいは新知をもらって分家したという記録はないことから、兄である六代直方の扶養を受ける部屋住だったと推定する。

前田土佐守家では、直昌の父五代直躬が宝暦十三年（一七一三）正月に京都の公家六角知通を通じて冷泉為村に入門、為村およびその子為泰から書簡によって和歌指導を受け、歌道修業をしていた。「広塚手向歌前田直躬勸進奉納に付御伝授写」（二四二―一三）、「冷泉家御進物抜書」（二四二―三〇）、「冷泉家御文通御問答抜書」（二四二―三一）などは、書簡による直躬の和歌指導の一部を直昌が抜粋・書写したもので、地方門人に対する冷泉家の和歌指導の様子がわかる貴重な史料である。とりわけ「冷泉家御進物抜書」は、冷泉家入門および和歌指導に対して支払われる謝礼や盆・暮の付け届けなどの金品が具体的に明らかになる珍しい史料である。

父直躬は冷泉家に入門したが、子直昌は冷泉家ではなく日野家（日野資枝）に入門した。日野資枝は日野家三十六代当主で、和歌をもって朝廷に仕え、冷泉為村亡き後、堂上歌壇で重きをなし、多くの門弟を持ち、和歌指導を行った。冷泉為村の子為泰は、全国から入門者を集めた為村と比べると、門弟の讃仰と信頼をえられなかったようで、為泰の時代になると、冷泉家よりも日野家（日野資枝）に入門して和歌修業を行う者が増加し、長く冷泉家に師事していた者の中にも日野家に変更する者が少なからずいた。直昌も、このような歌壇の流れに従ったものと考ええる。

直昌の日野資枝への入門は寛政四年（一七九二）八月十六日で、同日付の日野資枝門弟許状（二四二―一七）が残る。年紀のわかる限りでは、寛政四年（十二年（一八〇〇）の間、日野資枝の和歌指導を受けており、出題伝授、万葉書伝授、書法伝授などの伝授が行われている。これら伝授および和歌の添削、進物献上など日野資枝との書簡でのやりとりは主に日野家家司井家主膳・田中典膳を通じて行われている（二四四―一三、三五など）。なお、前田土佐守家（分類記号二四四）の他、公家（分類記号二四二）、文芸一般（分類記号二四五）の中で、「菅原直昌」、「前田雅楽助」、「日野資枝」の語を含

む史料はいずれも前田直昌の和歌関係史料である。また文芸一般（分類記号二四五）の和歌・詠歌にも直昌の和歌が含まれていると推測する。

直昌の和歌関係史料が勝興寺に入った経緯は未詳であるが、前田土佐守家との繋がりから考えると、おそらく広済の時代に勝興寺に入ったものと思われる。そして、このようにまとまって伝来したのは、広済（直棣）も部屋住時代、和歌に興味を持ち、和歌を学んでいた可能性が高く、入寺の際に、直昌から引き継いだ和歌関係史料を勝興寺へ持参、それが同寺に残ったのではないかと推測する。

なお、直昌のすぐ上の兄で直躬の十三男である直起（玄蕃）も同じく部屋住であつたらしく、前田土佐守家資料（金沢市前田土佐守家資料館所蔵）には、しばしば二人一緒に登場、とりわけ甥にあたる直養の記す茶会記に度々登場しており、甥の直養や兄直賢（直躬九男、直養は直賢から茶の湯の指導を受けていた）と茶の湯を嗜み、度々一緒に稽古の茶会を開いていることがわかる。

前田直昌の和歌史料を中心とする勝興寺前田土佐守家関係文書は、地方武士の和歌受容について明らかになるのみならず、前田土佐守家資料などとあわせて検討すると、和歌や茶の湯などを嗜みながら多くの時間を過ごす、加賀藩上級武士の「部屋住」の暮らしぶりの一端がみえる貴重な史料といえる。

（竹松 幸香）

七 幕末の勝興寺

幕末期の勝興寺の住職は二十三代広輝（沢暎）である。彼には他寺へ養子に行った二人の弟がいた。一人は鳳至・羽昨・鹿島郡の浄土真宗西方寺院触頭を務めた能登国鹿島郡所口村光徳寺の住職広揚（沢称）、もう一人は越前国足羽郡市波村本向寺の住職広証（沢応）である。両寺はいずれも中世以来

の由緒を持つ、浄土真宗本願寺派の有力寺院である。

勝興寺文書には、この弟二人から兄に宛てて送られた書状が、約二百二十通残されている(分類記号二三二・二三三参照)。年代は、幕末から明治維新前後の文久・元治・慶応年間(一八六一〜一八六八)にわたる。内容は、法会、地域・配下の寺院との交流や諸問題、本山とのやり取りなど寺務に関する出来事のほか、時候の挨拶や進物への礼、買物、遊行、文芸などの私的な事項まで、当時の地方寺院の具体的な在り様が分かるものとなっている。

中でも注目されるのは、これらの書状に、広揚・広証の二人が見聞した当時の政治・社会情勢が記録されていることである。こうした情報は、彼ら自身の見聞や、地域・配下寺院からの伝聞、本山の役僧の来訪や書状等によって入手された。二人の弟は、これらの情報を書状に記し、越中高岡に住む兄に伝達し、逆に兄の方からの情報も求めた。

書状による情報の収集・伝達については、同じ高岡町の医師の兄弟(『幕末維新風雲通信―蘭医坪井信良家宛書翰集―』東京大学出版会一九七八)のように、既に多くの事例が知られているが、寺院や僧侶の例は少ない。今回、まとまった数の書状が発見・整理されたことで、幕末維新期の地方寺院をとりまいていた情報世界の一端を窺うことが可能になった。以下、書状の内容を検証し、幕末期の勝興寺がどのような政治・社会情勢を知り得ていたのか、その特徴を見ていきたい。

(一) 京都の世情・風評

書状で最も多く伝えられた情報は、京都における世情や政局に関する噂である。京・大坂以外の地域(居住地を除く)、例えば江戸や西国・九州における長州征伐の状況等、他の事例に散見する情報はほとんど見られない。また、これらの情報は、特に本山である西本願寺の動向と関連づけて記述されているものが多く(後述)、伝達者にも寺院関係者が多い点が特徴である。

政局について具体的な事件を挙げると、天誅の流行、八月十八日の政変、天誅組の乱、池田屋事件、禁門の変、長州征伐、將軍上洛・死去、天皇死去、鳥羽伏見の戦等がある。その他、戦火による市中の被害、物価や景気等の社会情勢も書きとめられている。特に、文久三年(一八六三)八月十八日に発生した公武合体派によるクーデターの際には、広揚・広証ともに上京していたため、事件直前の尊王攘夷派による天誅事件や混乱する本山・市中の様子、諸大名による警固、朝敵となった長州の風評等、二人が実際に見聞した出来事が記録、伝達されている(二三三―一六七)。このことは、勝興寺が当時の政治の変動をより身近に感じるひとつの契機になったと思われる。

(二) 本山の動向

京都に関する情報が多く伝達された理由は、同地における本山の動向が各地方寺院の運営に影響を与えるためである。とりわけ、幕末期に尊王攘夷派寄りとして幕府側に警戒されていた西本願寺は、書状にも見られるように、用人の暗殺や家老等の処罰、兵火による一部堂宇焼失、一橋慶喜の軍勢による長州浪士の境内搜索、諸大名による宿所借り上げ、北集会所の壬生浪士(新選組)屯所化等、政局の推移の直接的な影響を受けた。それは、地方寺院にも次のような問題となって現れる。

まず、本山と地方寺院との交渉事の遅滞である。文久三年に上京した広揚が八月二十九日に差し出した書状には、今回のクーデターにより下間少進など西本願寺の主な家老・用人が処分され、「御本殿(西本願寺)も右一条など二付御用繁至極之御様子二而、諸願共早々御聞濟ニ相成不申様子二而困入申候」(二三三―一七二)と記されている。政変により本山の事務が混乱し、地方寺院からの様々な陳情の処理が滞っている様子が見てとれる。

次に、本山に対する経済的な負担増加である。元治元年(一八六四)の禁門の変では、兵火によりいくつかの西本願寺の建物が焼失した。この損害に

対する見舞金が地方寺院の負担となった。十一月十五日付の広証の書状には、「京都大変二付、其御殿（勝興寺）二も御見舞金等莫大御物入之義御察申上候、当国（越前国）寺々困入申候、大概巡僧大地之面々二而ハ三十金計之御見舞二御座候、各々迷惑至極二御座候、」（二三三―八）とあり、見舞金の捻出に苦勞する地方寺院の実情を窺うことができる。

また、慶応四年（明治元年、一八六八）正月二十二日付の広証書状には、「旧冬より京都大変至極、御本殿（西本願寺）始唯々入恐計二御座候、近來より之大変も毎度有之候得共、当度之大変ハ至極難関之様子二御座候、（中略）当国ハ惣坊主早々一統上京致候様、御達書を以被仰付二相成候得共、領主より一僧も上京御指止二相成、且て通行六ヶ敷、一人も御機嫌窺二上京六ヶ敷、色々申立領主江願上候（中略）猶亦当国仲間中より御見舞金、内々御坊より御願二相成候得共、何分當時節柄二候故、格別之御見舞金も上納六ヶ敷、各困り居申候、併拙寺（本向寺）方ハ格別之内願も有之候故、仲間中とハ別様、御見舞金も上納仕度存居候得共、迎も時節悪敷、父子困り居申候、乍些少五拾金計ハ上納仕候積り二御座候、東瀨院代僧上京為致度候得共、領主より御指止二相成候故、一向致方無御座候、夫々困り入申候、」（二三三―一〇〇）と、大政奉還から王政復古、鳥羽伏見の戦いに至る一連の政変を、今まで以上に大変な事態であると認識し、そのため本山への御機嫌伺いや見舞金を上納しようとしたが、領主の制止により実行できず困惑している現状が記されている。

このように、地方寺院が本山への献金や御機嫌伺いを行った理由は、こうした献金・献身が寺格の昇進と連動していたためであったことを、既に先学が明らかにしている（遠山佳治「大浜騒動の社会的背景―幕戸会所を中心にした東本願寺派寺院の動向について―」『幕末維新論集11幕末維新の文化』吉川弘文館二〇〇一他）。引用史料中の傍線部からも、本向寺が「格別之内願（内容不明、昇進か）」があるため、他の寺院とは別に見舞金を上納しようとしていた事実を知ることができる。

（三）居住地近辺の事件

文久二年、所口に加賀藩の海防政策のひとつとして、軍艦の操練実習を行う七尾軍艦所が設立された。広揚からの書状には、慶応元々三年（一八六五―七）に入港した加賀藩の蒸気船に関する所口町の風評が記されている（二三三―二五・七八・八九・一〇八）。

一方、広証は、元治元年十二月から翌年三月にかけて、西上する水戸藩の浪士達（天狗党）が、越前を通過し敦賀で捕らえられるまでの様子を詳細に記録している。特に、十二月二―四日の笹又村の合戦では、大火が本向寺のある市波からも見えたため、五尊等の宝物を避難させている（二三三―一）。当時の政局の動向が、直接的な被害となって自身にふりかかってきたこと、事件の推移を注視していた様子が窺える。

（四）領主層の動向

書状には、勝興寺・光徳寺・本向寺の領主である加賀藩主前田家、福井藩前藩主松平春嶽の動向や世間の評判も書き留められている。中でも慶応四年の北越戦争は、加賀藩・福井藩とも出兵していたため関心が高く、口頭による伝聞や実見だけでなく、官報「太政官日誌」を通じて新政府の発した情報も収集している点が特徴的である（二三三―四七・四八）。

以上、幕末期の勝興寺に伝えられた情報は、本山の動向を始め、地方寺院の運営に関わる出来事を中心となっていた。このことは、幕末期の地方寺院が全国的な政局・世情の変動による影響を受けており、その中で自寺の立場・経営を維持していかなければならなかった事実を示すものである。

（堀井 美里）

勝興寺住職表

代	法名	諱	房・院号	続柄	没年(西曆) 月日	享年	配偶
一	信念		善空房	順徳天皇皇子			
二	信興			信念男			
三	了信			信興男			
四	信淨			了信男			
五	信源			信淨男			
	蓮如	兼壽	信証院	本願寺存如長男	明心 八(一四九九) 三・二五	八五	伊勢貞房女・如了
六	蓮乘	兼鎮	曠晴院	本願寺蓮如二男	永正 元(一五〇四) 二・二一	五九	本泉寺如乘女・如秀
七	蓮誓	康兼	光宣院	本願寺蓮如四男	大永 元(一五二一) 八・七	六七	正親町持季女・寿光院如專
八	実玄	兼芸	光信院	光教寺蓮誓二男	天文一四(一五四五) 三・一五	六〇	顯証寺蓮淳女・明信院妙勝
九	顯榮	佐計	光原院	実玄男	天正一八(一五九〇) 一一・一	七〇	細川晴元女・如勝
一〇	顯幸	佐廉	恭信院	顯榮男	慶長 九(一六〇四) 七・二八	五〇	朝倉義景女・清心院佐妙
一一	顯称	佐尤	唯称院	広教寺賢超男	寛永一五(一六三八) 四・一四	六一	顯幸女・唯心院法妙
一二	准榮	昭宗		顯幸男	慶長一八(一六一三) 二・八	一六	
一三	准教	昭見	信誉院	顯称男	寛永二一(一六四四) 九・七	四四	本願寺准如女小良姫・亮周院良明
一四	良昌	円周	光昌院	本願寺准如六男	延宝 九(一六八一) 四・二	五七	前田利常養女(実、神谷長治女)・玉玲院広喜
一五	寂聖	常榮	賢隆院	良昌男	宝永 六(一七〇九) 閏八・二三	五九	前田季明女(四辻公理孫)・清簾院教信
一六	寂了	常昌	知周院	寂聖男	正徳 四(一七一四) 五・七	二四	
一七	住諦	澄元	広開院	本徳寺寂宗男	寛保 二(一七四二) 一一・二二	三一	寂聖女・榮正院貞幹
一八	法暢	闡真	太梁院	前田吉徳十男	明和 六(一七六九) 二還俗		
一九	法薫	闡郁	撰受院	本願寺法如十男	天保 二(一八三一) 九・二九	七三	前田権佐恒箇女(前田治脩養女力)・知光院芳明
二〇	本成	撰常	寂静院	法薫男	天保 五(一八三四) 三・七	三一	
二一	本歛	撰善	得聞院	本願寺本如男	天保 九(一八三八) 三退隱		鷹司政熙女修子・譜子・蓮生院広悟
二二	広濟	沢流	宝性院	前田内匠助直養男主鈴	安政 元(一八五四) 一〇・四	五五	前田齊泰養女(実、伊藤正延女)・玉露院清皎
二三	広輝	沢映	金剛院	広濟男	明治三八(一九〇五) 二・二四	六一	本徳寺大谷広浄女・玉瓏院妙寿
二四	尊弘		慧力院	本徳寺広浄男	大正 五(一九一六) 正・一八	五五	竜子・玉宝院鏡竜、山科言繩三女為子
二五	瑞映		明樹院	尊弘男	昭和三八(一九六三) 一一・一一	六八	千草有梁女紀子・浄勝院慧義
二六	准性		誠教院	本覚寺波多野尊照男	昭和六〇(一九八五) 正・二七	七四	瑞映女瑤子・真誠院了瑤
二七	照慎			阿部文郎男			平乗寺神埜慧淳女美日子

勝興寺文書調査日誌

〔平成二十一年度〕

- 第一回 四月一日 ①研究会規約・事業計画の確認
②古文書収蔵状況の確認
- 第二回 五月三〇日 ①学生アルバイトの件 ②非常勤職員の業務内容
③整理用封筒の発注
- 第四回 六月二七日 古文書整理
- 第五回 七月九日 古文書整理
- 第六回 七月二五日 古文書整理
- 第七回 八月七日 ①古文書整理 ②書籍整理
- 第八回 八月二二日 ①古文書整理 ②書籍整理
- 第九回 八月二〇日 ①古文書整理 ②書籍整理
- 第一〇回 九月四日 古文書整理
- 第一一回 九月七日 ①古文書整理 ②書籍整理
- 第一二回 九月八日 ①古文書整理 ②書籍整理
- 第一三回 九月一五日 古文書整理
- 第一四回 九月三〇日 古文書整理
- 第一五回 一〇月九日 古文書整理
- 第一六回 一〇月二二日 ①古文書整理 ②データ入力開始
- 第一七回 一〇月四日 古文書整理
- 第一八回 一〇月三〇日 古文書整理
- 第一九回 一〇月二五日 古文書整理
- 第二〇回 一〇月二〇日 ①調査日程の調整 ②古文書整理
- 第二一回 一〇月七日 古文書整理
- 第二二回 一〇月一日 ①古文書整理 ②写真撮影開始
- 第二三回 一〇月二二日 古文書整理
- 第二四回 一〇月二二日 ①入力データの校正 ②古文書整理
- 第二五回 一〇月二二日 古文書整理

〔平成二十二年度〕

- 第一回 四月二二日 古文書調査
- 第二回 五月七日 ①調査日程の調整 ②データ入力の打ち合わせ
③古文書整理
- 第三回 五月二二日 ①古文書整理 ②写真撮影開始
- 第四回 六月三日 古文書整理
- 第五回 六月二二日 古文書整理

- 第六回 七月一日 古文書整理
- 第七回 七月二九日 古文書整理
- 第八回 八月二七日 ①古文書整理 ②調査日程の調整
③写真撮影・データ入力の手順確認
- 第九回 九月一三日 ①古文書整理 ②未整理文書の確認
- 第一〇回 一〇月一日 古文書整理
- 第一一回 一〇月二二日 ①古文書整理 ②経蔵保管の経典調査の打ち合わせ
- 第一二回 一〇月二六日 古文書整理
- 第一三回 一〇月二五日 古文書整理
- 第一四回 一〇月二〇日 ①調査日程の調整 ②古文書整理
- 第一五回 一〇月三〇日 古文書整理
- 第一六回 一〇月一日 ①古文書整理 ②次年度調査の事前打ち合わせ
- 第一七回 一〇月六日 古文書整理
- 第一八回 一〇月二二日 古文書整理
- 第一九回 一〇月二二日 ①目録作成打ち合わせ ②日程の調整
③古文書整理
- 第二〇回 一〇月二八日 古文書整理

〔平成二十三年度〕

- 第一回 四月五日 ①目録編集打ち合わせ ②データ入力打ち合わせ
③消息類整理
- 第二回 五月一八日 ①古文書整理 ②目録作成の業者選定・契約等の確認
- 第三回 六月一日 目録編集打ち合わせ（分類項目・分担・作業工程・解題
執筆）
- 第四回 六月七日 ①目録編集の細部調整 ②古文書整理
- 第五回 六月二八日 ①目録作成作業 ②リストの訂正 ③古文書整理
- 第六回 七月七日 ④調査日程の調整
- 第七回 七月七日 ①目録作成作業 ②リストの訂正
- 第七回 八月一〇日 ③作業工程の確認と調整
- 第八回 八月一〇日 ①什物等整理 ②分類作業
- 第八回 九月五日 ③目録データ入力の調整
- 第九回 一〇月二〇日 ①分類作業 ②目録データ入力調整
③目録作成事務打ち合わせ
- 第一〇回 一〇月二二日 ①解題の執筆要領・分量の確認
②執筆項目の分担 ③提出期限
- 第一〇回 一〇月二二日 ④分類（仮）目録の配付
- 第一〇回 一〇月二二日 ①目録作成の細部調整 ②古文書配架の確認
- 第一〇回 一〇月二二日 目録作成についての細部調整

調査参加者名簿

〔勝興寺文書研究会〕

代表 表 東四柳史明（金沢学院大学文学部教授）

調査主任 木越 祐馨（七尾市文化財保護審議会委員）

調査員 宇佐美 孝（金沢市立玉川図書館近世史料館専門員）

見瀬 和雄（金沢学院大学文学部教授）

瀬戸 薫（富山高等専門学校教授）

袖吉 正樹（金沢市立玉川図書館担当館長補佐）

石田 文一（石川県立図書館史料編さん室専門員）

堀井 美里（金沢大学大学院博士後期課程在籍）

竹松 幸香（前田土佐守家資料館学芸員）

笹島千恵子（前勝興寺文化財保存・活用事業団専務理事）

〔財勝興寺文化財保存・活用事業団〕

専務理事 笹島千恵子（平成二一～二二年度）

上 忠（平成二三年度）

財団職員 金守 智子

非常勤職員 北川 仁美（平成二二年度）

森 朝子（平成二二年度）

田所 和佳（平成二二年度）

新田 宣和（平成二三年度）

奥野 亮子（平成二三年度）

七瀬 史子（平成二三年度）

〔調査協力者〕（所属は調査時）

（高岡市教育委員会）平木 克幸

（高岡市立博物館）仁ヶ竹亮介・藤井 恵里・中村 知子

（金沢学院大学学部生）鎌田 康平・寺口 学・田中 丈敏

橋本裕太郎・山本 洋平・佐藤 絢香

長越 仁志・山内 美里・津川 結貴

寺尾 承子・荻原 宏一・西野 有香

竹内 梨穂・桶谷 瑞葉・笠谷 沙希

乗 有香

（金沢学院大学大学院生）上牧奈津美・米田 尚史

（加能地域史研究会会員）瀧澤真由美

あとがき

勝興寺は、戦国期以来、越中国における浄土真宗本願寺派最大の寺院として、その宗勢の伸張に果たした役割が大きく、近世にあっても本山である本願寺を始め、加賀藩主前田家、関白鷹司家等と縁戚関係を深めつつ、触頭として高い寺格を有したことは今更述べるまでもありません。重要文化財に指定されている勝興寺本堂をはじめとする広大な伽藍や、寺内に伝わる貴重な什宝物がそれを物語っています。そして現在、勝興寺本坊を始めする建造物の解体・修理が着々と進んでいます。

勝興寺が伝蔵してきた古文書は、一八〇点が昭和五十年に富山県指定文化財に指定されています。これらについては、『雲龍山勝興寺古文書集』が刊行され、『勝興寺宝物展』でも公開されているところから、その史料としての重要性は周知のところでした。

ところが、このたびの勝興寺本坊の解体・修理にともない「勝興寺から大量の古文書が発見された。高岡市では、保存のために調査・整理作業を頼める人たちを探している」という話が人づてに伝えられたところから、高岡市教育委員会および(財)勝興寺文化財保存・活用事業団と協議の上、有志が「勝興寺文書研究会」を組織して、調査・整理にあたることになりました。そして足かけ三年に及ぶ調査の結果、ようやく目録件数四〇〇〇点を超える古文書の整理・分類が一段落し、目録の刊行にこぎ着けることができました。これらの新出史料が、勝興寺の近世・近代史において看過されてきた部分を照らし出す一助となれば幸いこれに過ぎるものではありません。

なお今回の調査及び目録刊行にあたっては、高岡市教育委員会および(財)勝興寺文化財保存・活用事業団の方々のひとつかたならぬご理解とご協力を頂きました。末筆ではありませんが、ここに記して深甚の謝意を表するものです。

平成二十四年三月

勝興寺文書研究会

代表 東四柳 史明

雲龍山

勝興寺文書目録

発行 平成二十四年三月

編集・発行 財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団

〒九三三―〇一二 高岡市伏木古国府一七番一号

電話（〇七六六）四五―〇〇八

製作・印刷 小間印刷株式会社

〒九三三―〇九二七 高岡市利屋町三

電話（〇七六六）二一―〇四一